

ID: 293

担当部署: 経済部 農務課 農政係

| | | | |
|--|---|----------------|-------|
| 処分の概要 | 利用の許可及び変更許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | 名寄市農産物簡易加工処理施設条例 第8条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。) | | |
| 例規番号 | 平成18年条例第163号 | | |
| <p>【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 加工施設を利用するもの(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、加工施設の管理運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成28年8月15日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |